

東京都アレルギー疾患対策推進計画(案)に対する意見募集の結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間：平成29年12月18日(月)から平成30年1月17日(水)までの31日間
- (2) 周知方法：報道発表、福祉保健局ウェブサイト掲載
- (3) 意見送付方法：Eメール、ファクシミリ又は郵送

2 意見送付者数：5人、1団体

3 意見総数：24件

4 アレルギー疾患対策推進計画(案)に対する意見と東京都の考え方

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
1	第4章 施策の柱 I 施策1 「患者・家族 への自己管 理のための 情報提供等」	施策1では、区市町村が実施する「アレルギー疾患対策に関する講演会や研修会等」となっているので、都が実施する取組にも「研修会等」を加える	講演会と研修会の違いが曖昧であるが、幅広くアプローチできる方法を残しておく必要がある。	本計画では、施策1において、患者・家族に向けた自己管理のための情報提供や普及啓発の取組について記載し、施策9から施策11において、患者・家族の支援に携わる保健・福祉関係者等を対象とした研修等の取組を記載しています。 関係者向けの研修については、施策9から施策11に整理して記載することとしました。
2		「都立病院の専門医等」は「専門医等」とする。	都立病院である必要はない。また都立病院と限ると人材の選択肢が狭まるし、適切に施策を進める上での障害や特定の医師への過重負担の原因となる。	

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
3	第4章 施策の柱Ⅰ 施策2 「大気環境の改善」	ばい煙等の排出について、「必要に応じて立入検査を実施」と記載されています。必要がなければ立入検査を行わないということか。背反にも読み取れるため分かりにくい。	施策の柱Ⅰにおいて、「都民が情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供する」と記載されております。都民ファーストの視点で見ますと、所管される法令に関する部署が現場へ赴き、その最新状況について確認し、その旨について都民へ情報提供したり、あるいは、都民がその立入検査の適正な状況を確認(情報公開請求など)することは、都民ファーストの視点や東京都コンプライアンスの点からも、重要な事柄と考えられるため。	<p>都では、毎年、大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設を所有する事業所に対し、測定結果等を記載するばい煙排出量調査報告書を求めています。この報告書の内容のほか、施設の設置状況、苦情の発生状況等に基づき、現場における施設等の検査が必要と判断される事業所に対して立入検査を実施しています。</p> <p>今後も、工場、事業場からのばい煙等の排出について、規制指導の徹底に努めてまいります。</p>
4		ばい煙等の排出について、対象となる事業場への立入検査は、少なくとも年1回は行われると理解して良いか。年1回行わない理由があれば、その理由について、最新の知見を踏まえ情報を提供していただきたい。	施策の柱Ⅰにおいて、「都民が情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供する」と記載されているため。	(3に同じ)

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
5	第4章 施策の柱Ⅰ 施策2	「低公害・低燃費車の導入に対する助成」と記載されています。電気自動車に関する助成を記載されていない理由を明らかにされたい。	施策の柱Ⅰにおいて、「都民が情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供する」と記載されているため。東京都の平成30年度予算案では、電気自動車の環境整備について、予算計上されているとニュースで見たため。	電気自動車に関する助成も「低公害・低燃費車の導入に対する助成」に含まれています。都では電気自動車等の導入に対する補助制度等を実施しています。詳しくは、東京都環境局のホームページ (http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/sgw/pollution/pollution.html) を御覧ください。
6	「大気環境の改善」	大気汚染物質の常時測定・監視について、「測定値をわかりやすく公表します。」と記載されています。環境局のホームページを改善するなど、都民がトップページから速やかに閲覧される仕組みを含むと理解して良いか。	施策の柱Ⅰにおいて、「都民が(中略)情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供する」と記載されているため。	都では、大気汚染地図情報、東京都光化学スモッグ情報等について、ホームページ等でわかりやすく情報提供を行うように取り組んでいます。 ホームページについては、現在も環境局トップページからアクセスできるようになっていますが、よりわかりやすいものとなるよう、ご意見を踏まえ、今後も改善に努めてまいります。
7	第4章 施策の柱Ⅰ 施策4 「アレルギー表示など食品に関する対策」	アレルギー表示の違反による自主回収情報を都内以外のものもホームページで把握できる仕組みとして、消費者庁の「リコール情報」のURLをポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」に常時掲載してください。	「アレルギー表示の違反により事業者が自ら食品等の回収を行う場合は、東京都食品安全条例に基づき、報告を徴収して、回収情報を的確に把握し、ホームページで広く都民に注意喚起を行う」としています。 しかし、食品の流通は全国的に行われていることを考えると、消費者庁が報告している「リコール情報」を東京都のホームページで提供する必要があると考えます。	ご意見を踏まえ、患者・家族等にとって重要な情報を幅広く提供できるよう、関係サイトのリンク設定など、東京都アレルギー情報navi.の掲載情報の充実に努めてまいります。

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
8	第4章 施策の柱Ⅰ 施策4 「アレルギー表示など食品に関する対策」	<p>飲食店、食品売店(食料を売るすべてのお店)を経営するにあたり、アレルギー対策を努力ではなく義務付けることを要望します。</p> <p>今よりも多岐にわたリアレルギー対策が広がることを希望します。</p> <p>スーパー、飲食店では今以上にアレルギー疾患患者が食べられるものを置いてほしい。</p> <p>飲食店ではメニューもさることながら、陳列する際にもアレルギー表示を一目瞭然にしてほしい。洋食屋、ケーキ屋さんでも対応できるものを置いてほしい。</p>	<p>健全な社会生活を送れるようにアレルギー疾患の者が引きこもることの無いようマイノリティーに対して社会の受け入れ態勢を整えてほしいと思うからです。</p> <p>重度の乳、卵、ピーナッツアレルギーを持っている思春期の子供がいます。最近百貨店、ホテル、ファミリーレストランや有名チェーン店ではアレルギーメニューがあり、一昔前に比べると、便利になったと思います。しかし、洋食店やケーキ屋などは食べられるものがないだろうと思うと、友達と気軽に入ったりすることはできない状態です。また、今まで行事や旅行、外出で行動範囲が狭められてきたのも事実ですし、いろんなことを我慢させてきました。</p> <p>このような理由から、マイノリティーに対して排除することの無い社会にしてほしいと願います。</p>	<p>都では、飲食店向けの食物アレルギー対策のリーフレットを作成・配布し、消費者にアレルギーに関する情報を適切に提供できるよう支援を行っています。</p> <p>飲食店、対面販売、店頭での量り売りにおける対策の義務付けについては、ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
9	第4章 施策の柱Ⅰ 施策4 「アレルギー表示など食品に関する対策」	「食品関係事業者」は「外食や中食等関係事業者等」とする。 また相談事業や資料配布だけではなく、食品表示のルール化や普及啓発、研修などの実施まで踏み込む必要がある。 また定期的に調査を実施し、実態把握をしながら施策を検討する必要がある。	外食・中食等のアレルギー表示に関する消費者庁や食の安全・安心財団からの報告書類などに沿い、食品提供の安全性を高めることが求められている。	「飲食店等」には、飲食店のほか、いわゆる中食といわれる対面販売や店頭での量り売りも含まれています。 都が行っている事業者への普及啓発には、資料配布のほか講習会の開催など様々な取組があり、ご指摘を踏まえ、それらを含めた普及啓発に取り組む記載いたします。 飲食店等における取組の状況については、飲食店向け講習会等の機会を活用し実態把握に努めてまいります。
10	第4章 施策の柱Ⅰ 施策5 「生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等」	柔軟剤等の香料や化学物質による頭痛、めまいなど体調不良の相談が国民生活センターに寄せられています。柔軟剤に含まれる香料や化学物質が体に及ぼす影響について最新の知見やデータの収集を計画に追加してください。	2017年11月の雑誌の記事によると、国民生活センターが2013年に柔軟剤に関する相談内容を公表すると、同様の相談が増え、同年にはセンターに331件の相談があった。以降毎年100件超で推移しているとのことでした。また、「香害110番」を行い、213件の相談を受けたという消費者団体の報告もあります。「香害」が社会現象になり体調不良を抱えている人がいることを踏まえ、柔軟剤等の香料、化学物質と健康との関係に関するデータの収集と情報提供をお願いします。	生活環境がアレルギー疾患に及ぼす影響については、国や関係機関からの最新の知見等の収集に努め、これを踏まえた情報提供や普及啓発に取り組んでまいります。

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
11	第4章 施策の柱Ⅱ	東京医師アカデミーについて、小児科コースだけでなく、全コースでアレルギー疾患を取り扱うべき。	アレルギー疾患は小児だけのものではない。全科において関連するアレルギー疾患について学ぶべき。	東京医師アカデミーでは、小児科以外のコースにおいても、アレルギー疾患を研修で取り上げており、ご意見を踏まえた記載としました。
12	第4章 施策の柱Ⅱ 施策6 「医療従事者の資質向上」	国が策定した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」においては、医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等が教育対象となっている。 研修対象も指針に合わせるべき。	アレルギーに関連するすべての職種の資質の向上に努めるべき。	当該部分の記載は、医療従事者の職種を例示として挙げたもので、「等」には他の職種も含まれています。施策9、10及び11の記載も同様です。
13	第4章 施策の柱Ⅱ 施策7 「専門的医療の提供体制の整備」	拠点病院を選定するだけでなく、都は拠点病院の高度医療を支える必要がある。このため施策名を「専門的医療の提供体制の整備と支援」とする。 また「(拠点病院を)選定するとともに、拠点病院を含む専門的…」は「選定するとともに、その診療や活動を支援します。また、拠点病院を含む専門的…」とする。	左記のとおり	拠点病院は、診断が困難な症例や、標準的治療では状態が安定しない重症及び難治性の患者に対する専門的医療の提供を担う医療機関と位置付けています。 都として医療機関のネットワーク構築や医療従事者の人材育成、都民への普及啓発を進めていくに当たっては、拠点病院とも十分に連携・協力して取り組んでいく考えです。
14	第4章 施策の柱Ⅲ 施策9 「多様な相談に対応できる体制の充実」	保健所等における活動において疾病予防に関しても言及するべき。 「専門性を活かして、疾患予防や管理、室内環境の改善等…」とする。 また相談に対応する(受け身)ではなく、積極的に情報を提供する場になる必要がある。	一次予防は疾患管理の上で重要である。	ご意見を踏まえ、疾患の予防の観点も合わせた記載としました。患者・家族からの相談に対応する際は、必要な情報提供や助言を行っています。

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
15	第4章 施策の柱Ⅲ 施策10 「社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上」	国が策定した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」では、「学校等」がすべての施設を包含した定義になっている。一方で都の表記は「社会福祉施設等」と表記しているが、これは国が提言している学校等と範疇が同じなのか。 また、疾患管理を自ら十分行うことができない子供となると、中高生以上が対象から外れかねないので、表記の仕方を変えるべき。	指針の対象範疇と合わせるべき。	施策10及び11では、国が策定した「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」における「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設」について、「社会福祉施設や学校等」と表記することとし、広くこれらの施設を視野に入れた施策を進めてまいります。
16		学校の教職員研修のみの記載となっているが、国が策定した基本指針の示す全ての施設を包含するように表記するべき。「学校等の教職員等研修において」などとする。	上記のとおり	施策10では、学校を含めた子供や高齢者、障害者等が居住・滞在する施設等の職員が、緊急時に適切な対応ができるように研修や情報提供を行っていくこととしています。
17	第4章 施策の柱Ⅲ 施策11 「事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進」	アレルギー疾患のある児童生徒の事故予防と緊急時対応に関する取組について、学校だけでなく、その他老若男女の患者を受け入れている施設設備全てにおいて、事故予防と緊急時対応ができる体制づくりを推進しなければならない。	上記のとおり	事故防止や緊急時対応のための組織的取組を促進する取組は、事故発生時のリスクの大きさ等を考慮し、保育施設や学校等の職員を中心とした研修等が実施されていますが、他の施設等においても広く体制整備が進むよう、東京都アレルギー情報navi. による情報提供等を行い、各施設における対策の促進を図っていくこととしています。
18		「社会福祉施設等」の定義が曖昧であるが、地域の医療機関との連携や組織的な緊急時対応についての研修や講演会、ポータルサイトによるガイドブックやマニュアルの周知については、学校等は含まれるのであろうか。含まれないのであれば、地域との連携他の記述内容は、学校等においても実施されるべき。上記と含めて再記述が必要と考える。	上記のとおり	施策11において、研修や対応マニュアル等の周知などにより、社会福祉施設や学校等における事故防止や緊急時対応のための組織的取組を促進する施策を進めていくこととしています。

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
19	第4章 施策の柱Ⅲ 施策11 「事故防止・ 緊急時対応 のための組 織的取組の 促進」	都内の小学校に子供が通っていますが、食物アレルギーの子供は個別の対応ができないため、教室で1人でお弁当を食べています。以前の居住地では、みんなが食べられる給食として工夫がされていて、詳細な献立表が食物アレルギーの子供の家に届きました。食物アレルギーの子供がほぼ食べられる献立を是非ご覧頂きたいと思えます。	子供は乳、卵、小麦アレルギーでエビペンを処方されています。毎年入院して負荷試験を行い、ようやく卵1/4、乳1ccまで食べられる状態です。 食物アレルギーの子供は増加傾向にあり、努力をしても結果は様々で誤食も起こります。アレルゲンをできる限り少なくしてみんなで一緒に食べられる給食を目指している、以前の居住地の献立が、東京でも実現されればと願っております。	学校給食に関しては、文部科学省より示されている「学校給食における食物アレルギー対応指針」や文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、学校給食の実施者である区市町村が、各地域の状況に応じて食物アレルギー対策を行っています。
20	その他	アレルギー疾患は慢性疾患であるので、自己管理が重要となる。自己管理能力を高めるためのヘルスリテラシーやスキルを高める講習会などを行なう旨、追記してほしい。	記載なし	施策1において、東京都アレルギー情報navi. による自己管理方法等の情報提供や、専門医等による最新の知見についての講演会を行っていくとともに、区市町村が行う普及啓発について支援を行っていくこととしています。
21	その他	標準的治療の普及に向けた東京都としての具体的な取組を記載してほしい。例えば学会や患者団体と連携した疾患啓発を継続的に行うなど。	記載なし	施策6において、専門的医療を行う医療機関や医師会等の関係団体と連携し、診療ガイドラインによる標準的治療等を内容とした、医師向け研修を実施することとしています。
22	その他	学校機関だけでなく企業におけるアレルギー疾患患者の支援を追記してほしい。例えばアレルギー疾患患者の支援を行う事業所の好事例紹介など。	記載なし	施策9において、企業等の安全衛生担当者等を対象に含めた研修を実施することとしています。 また、東京都アレルギー情報navi. により、患者・家族等に役立つ情報を広範に提供できるよう、掲載情報の充実に努めてまいります。

NO.	ご意見			ご意見に対する都の考え方
	該当箇所	意見内容	理由	
23	その他	「専門医」は「日本アレルギー学会の専門医」であることが分かるような記述が必要。	専門医の定義が曖昧であると、研修・指導レベルが担保できない。	<p>専門医については、一般社団法人日本アレルギー学会が認定する専門医をはじめ、他の学会が認定している専門医も含め、アレルギー疾患の診療に関する専門的な知識を持った医師を意味するものとして使用しています。</p> <p>なお、巻末の用語解説においては、アレルギー専門医の欄に、一般社団法人日本アレルギー学会が認定する専門医について記載しています。</p>
24	その他	アレルギー行政を統括する部署の設置もしくは指定をするべき。 内容の見直し等に関する記述も必要。	記載なし	<p>都の各局等が取り組むアレルギー疾患対策の取組は多岐にわたりますが、関係各局は日頃から相互の連絡と情報共有に努めており、事業の実施に当たって関係各局が適宜連携し、計画に定める取組を推進していきます。</p> <p>計画の内容については、第1章においてアレルギー疾患に関する状況の変化等があった場合には、必要に応じ見直すこととしています。</p>